

第5期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

連 結 注 記 表

計 算 書 類

個 別 注 記 表

株主総会参考資料

SBI AXES 株式会社

上記事項は、法令および当社定款第21条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.axes-group.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

事業報告

2015年4月1日から
2016年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、訪日外国人の増加や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催による経済効果への期待は高まっているものの、後半にかけて進んだ円高・株安及び原油安の影響等により、輸出企業を中心に収益面でマイナスの効果をもたらしました。雇用や所得環境面においては、若干の改善傾向がみられるものの消費には結びついておらず、国内景気は依然先行きが不透明な状態が続いております。家計部門では2014年4月の消費税増税以降、増税の直接的な影響に加え、食材価格の上昇や水道光熱費ほか生活必需品の高止まり等により、個人消費面においても足踏み状態が続きました。

当社グループの主要事業領域である消費者向け電子商取引市場においては、クレジットカード会社による利用促進施策の推進やスマートフォンをはじめとするモバイル機器の普及等により継続的な成長を見せる一方で、市場の成熟化に伴う価格競争は年々激化している状況にあります。

こうした状況の下、好調なBtoC EC市場やSBIグループ企業への決済サービス導入等を背景に、加盟店数、取扱高及び処理件数が堅調に推移いたしました。また、2015年5月に関連会社化した株式会社ブロードバンドセキュリティに係る持分法による投資利益の計上や、子会社であったSBIペイフォーオール株式会社を2015年8月1日付で吸収合併したことによる繰延税金資産の計上等により、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、収益7,160百万円（前期比118.8%）、売上総利益1,987百万円（前期比118.6%）、税引前当期利益484百万円（前期比123.3%）、当期利益445百万円（前期比176.4%）となりました。

セグメント毎の業績は次のとおりであります。

① 決済サービス事業

決済サービス事業につきましては、新規加盟店の獲得が順調に推移したこと、及び既存加盟店の取扱高も物販系を中心に拡大したことなどから、増収増益となりました。以上の結果、当連結会計年度における収益は6,888百万円（前年同期比118.6%増）、報告セグメント利益は303百万円（前年同期比138.6%増）となりました。

② EC事業者支援事業

EC事業者支援事業につきましては、ビジネスサーチテクノロジー株式会社が提供する売上向上支援サービスの機能強化・拡充により、高機能価格帯のサービス導入が進んだこと及び、当連結会計年度において持分法適用関連会社化した株式会社ブロードバンドセキュリティの持分法による投資利益を取り込んだ結果、当連結会計年度における収益は272百万円（前年同期比124.0%増）、報告セグメント利益は141百万円（前年同期比423.3%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

1月に株式会社三菱東京UFJ銀行より85百万円の借入れをおこないました。

2月には株式会社みずほ銀行より460百万円の借入れをおこないました。

② 設備投資の状況

当期において重要な設備投資はございません。

③ 他の会社の株式その他の持分の取得状況

当社は2015年5月1日付で株式会社ブロードバンドセキュリティの株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

(3) 企業集団の各事業年度の財産及び損益の状況

	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)
収 益 (百 万 円)	4,724	4,867	6,026	7,160
税引前当期利益(百万円)	968	258	392	484
当 期 利 益 (百 万 円)	591	137	252	445
1株当たり当期純利益(円)	33.30	6.42	11.82	21.13
総 資 産 (百 万 円)	10,711	8,361	10,185	10,654
純 資 産 (百 万 円)	3,330	3,112	3,208	2,924
自 己 資 本 比 率 (%)	31.1%	37.2%	31.5%	27.5%

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業領域である国内電子商取引市場は、景気回復の影響やスマートフォン・タブレット端末の普及による新たな購買増加等により好調に推移する一方で、競争激化や低価格化が進行しており、その影響は決済事業者にも及んでおります。また、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催決定及び爆発的な訪日外国人の増加に伴い、政府が「日本再興戦略」の中でキャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を図ることを明確に打ち出しており、各方面で対応が進められております。一方で、近年加速度的に増加している不正アクセス等のサイバー攻撃による情報漏えい事故を受け、セキュリティ事故を防ぐための様々な対策も国をあげて対応が急がれています。

このような中、当社グループは主要事業である非対面決済事業の強化・拡充を着実に実行しつつ、加盟店への啓蒙活動も含めたセキュリティ対策を強化し、持続的な成長と収益性を確保できる経営基盤を構築するため、以下の課題に鋭意取り組んでまいります。

①新サービスの開発と収益の多様化

当社グループは、主に非対面決済事業における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分は非対面決済事業に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、O2O 及びオムニチャネルにも対応したサービスラインナップを拡充していくことは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。また決済システムを自社開発している強みを活かし、決済サービスとシナジー効果の高い EC 事業者向けの集客・売上向上支援サービスや、継続的な成長市場である IT セキュリティ領域におけるセキュリティサービスの提供について検討を進めてまいります。

②システム安定運用・運用業務改善によるコスト削減

営業力の強化により、当社データセンターで処理するデータ量はこの一年で飛躍的に増加いたしました。また、当社グループの決済サービスではリアルタイム処理が求められることから、システムの安定運用は極めて重要な課題であると認識しております。今後もオフライン決済事業やグループシナジー展開の本格化に伴い、さらなるデータ処理量の増大や機能拡張が見込まれます。そのような中、「システムの安定運用」と「業務改善によるコストダウン」を同時に実現可能な社内体制を構築すべく、運用・管理業務の継続的な改善に取り組んでまいります。

③情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社グループが営む決済事業では、クレジットカード情報などの重要情報を保有・管理しております。そのため、創業時より「安全・安心」を第一に考えた決済システムの構築とサービス提供に取り組み、日々あらゆる側面からセキュリティレベルの維持・検証を徹底し、改善を実施しております。代表的なものとしては、業界に先駆けてのプライバシーマーク取得、さらには ISO/IEC27001 (ISMS) 及び PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の認証を取得・維持しております。また、情報セキュリティ対策は「人的セキュリティ」を基本として成り立っているという考えから、社員一人一人に徹底した教育・研修を実施し、人為的事故の予防等に取り組んでおります。上記に加え、今後は加盟店向けの情報漏えいを防ぐ啓蒙活動などの対策も強化し、これまでに築いてきた信頼の維持・向上に努めてまいります。

④収益性や成長が見込める分野への投資

当社グループは、顧客ニーズに対してスピーディーかつ包括的なソリューションの提示や、新たな事業領域への進出に向け、他企業との業務提携や M&A 等を積極的に活用し、企業価値向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、グループ会社である株式会社 AXES Payment、株式会社ゼウス及び他の子会社の管理と業務の一部を受託することを主要業務としております。当社グループが営む決済代行サービス事業では、主に包括

代理加盟契約を締結する加盟店に向けて、クレジットカード決済をはじめ、コンビニ決済、Pay-easy 決済、口座振替決済、銀行振込決済、キャリア決済、電子マネー決済等の多彩な決済方法を提供しております。また主要事業であるオンライン決済サービス事業とシナジー効果の高い、集客・売上向上支援サービスを提供するビジネスサーチテクノロジー株式会社を 2014 年に子会社化し、EC 事業者支援サービスを提供しております。さらに 2015 年に株式会社ブロードバンドセキュリティを持分法適用関連会社化し、セキュリティ支援サービスも開始いたしました。

(6) 企業集団の主要な事業所及び従業員の状況

- ① SBI AXES株式会社 東京都渋谷区
- ② 株式会社AXES Payment 東京都渋谷区
- ③ 株式会社ゼウス 東京都渋谷区
- ④ ビジネスサーチテクノロジー株式会社 東京都渋谷区

企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前年比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	89名	1名減	38歳9カ月	6年4カ月
女 性	55名	1名減	37歳3カ月	7年6カ月
合 計	144名	2名減	38歳2カ月	6年9カ月

(注) 上記使用人数には、契約社員を含んでおり、派遣社員及びパートタイマーは含んでおりません。また、平均勤続年数は、株式会社 AXES Payment または株式会社ゼウスにおける所属期間を含んでおります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の株式のうち 73.7%は SBI ホールディングス株式会社により保有されております。

② 子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
株式会社 AXES Payment	100%	決済代行サービス及びデータ処理サービス
株式会社ゼウス	100%	決済代行サービス
AXES USA Inc.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Solutions Pte. Ltd.	100%	決済代行サービス
AXES Netherlands B.V.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
SBI AXES Korea Co., Ltd.	100%	投資家対応(IR)及び営業活動支援
ビジネスサーチテクノロジー株式会社	100%	サイト内検索エンジン及びクローラ等の研究開発・コンサルティング
AXES Hong Kong LIMITED	100%	海外カード会社の決済資金の振替

(注) 2015年8月1日付で当社を存続会社、当社の子会社である SBI ペイフォーオール株式会社を消滅会社として吸収合併を行いました。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	385百万円
株式会社みずほ銀行	447百万円

(9) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度については、期末配当金を1株につき10円といたしました。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために2014年12月10日から2015年12月9日までに総額5億ウォンを上限とする自己株式の取得及び、2016年1月22日から2016年2月12日までを買い付け期間とする総額約50億ウォンを上限とする公開買付を行いました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | | |
|---------------------|------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 42,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 19,746,282株（自己株式1,619,118株を除く） |
| (3) 当事業年度末の株主数 | | 1名 |
| (4) 当事業年度末の預託証券保有者数 | | 1,344名 |

当社株式については、韓国 KOSDAQ 市場上場に際し、全ての発行済株式を韓国証券預託院（以下「KSD」）に預託し、これを裏付けに発行された預託証券（以下「KDR」）をもって上場するという手を踏んでおります。このため、当事業年度末における株主数は1名となりますが、便宜上、以下では預託証券保有者を株主として記載しております。

(5) KDRの主要な保有者（全1,344名中、上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
SBIホールディングス株式会社	14,561,991	73.7
Jang Mansun	287,407	1.5
An Byeongil	286,059	1.4
HanaBank	182,364	0.9
Kim Ikryong	140,874	0.7
Woojin i&s	115,600	0.6
Shim Hyunsun	100,000	0.5
Jung Uijun	97,762	0.5

Lee Sangchul	88,600	0.4
Park Jangsub	85,813	0.4

(注)

1. 当社普通株式は、KSD によって 100%保有されており、上記は、KSD が当社普通株式を裏付資産として発行した KDR の保有者（当社普通株式の実質的保有者）の状況について記載しております。
2. 前事業年度末において KDR の主要な保有者であった SBI ブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合及び SBI ビービー・モバイル投資事業有限責任組合は、当事業年度末では主要な保有者ではなくなりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2016年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	利害関係の有無
代表取締役	三文字正孝	株式会社ゼウス代表取締役 AXES USA Inc. 社長 AXES Netherlands B.V. 取締役 AXES Hong Kong LIMITED 取締役	—
取締役	知念哲也	総務部門統括	—
取締役	阿部純一郎	AXES Solutions Pte. Ltd. 取締役 ビジネスサーチテクノロジー株式会社非常勤監査役 経営企画・財務部門統括	—
取締役	中川 隆	SBI ホールディングス株式会社代表取締役執行役員副社長 住信 SBI ネット銀行株式会社取締役 株式会社 SBI 証券取締役	—
取締役	金子雄一	SBI インベストメント株式会社取締役 株式会社アルテディア取締役	—
取締役	崔 世 泳	SBI AXES Korea Co., Ltd. 社長 IR 部門統括	—
社外取締役	江口二郎	東京第一監査法人代表社員	当社との間に特別な利害関係はありません。
社外取締役	原 祐 二	株式会社オートサーバー内部監査室長	当社との間に特別な利害関係はありません。
常勤監査役	堤 広 太	堤広太公認会計士事務所代表	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	茂木亮一	東京第一監査法人代表社員	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	坂本朋博	坂朋法律事務所代表	当社との間に特別な利害関係はありません。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

取締役宋仲錫氏は、2015年6月18日をもって取締役を辞任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	49百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (6名)	55百万円 (8百万円)

(注) 当社の取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は年額216百万円であり、
監査役報酬限度額は年額9百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	江 口 二 郎	当事業年度開催の取締役会 19 回のうち 16 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
取 締 役	宋 仲 錫	当事業年度開催の取締役会のうち 2015 年 4 月 2 日から 2015 年 6 月 9 日までの 7 回すべてに出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、韓国及び日本での豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
取 締 役	原 祐 二	当事業年度開催の取締役会のうち 2015 年 6 月 23 日から 2016 年 3 月 25 日までの 12 回のうち 9 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
常 勤 監 査 役	堤 広 太	当事業年度開催の取締役会 19 回のうち 19 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、常勤監査役として、主要な会議に出席するなど日々の業務に関する適切なチェックを行い、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
監 査 役	茂 木 亮 一	当事業年度開催の取締役会 19 回のうち 15 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
監 査 役	坂 本 朋 博	当事業年度開催の取締役会 19 回のうち 18 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うと

		ともに、弁護士及び公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
--	--	---

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分発揮できるように、現行定款に会社法第 427 条第 1 項の定めに従い、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、当該社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、それに基づいた責任限定契約を社外取締役及び社外監査役との間に締結しております。

(5) 会計監査人に関する事項

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	32 百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、会計監査人としての報酬等の他、国外で開示される連結財務諸表、財務諸表の証明業務に係る報酬 5 百万円を支払っております。

③責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役会の同意を得たうえで又は監査役会の請求に基づいて、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容の概要

当社グループでは、内部統制システム構築に関する基本方針について以下のとおり体制等を整備しております。

(1) 取締役の職務執行の法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、経営上の重要な業務執行に関する意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
- ② 「就業規則」の中に「公益通報者保護規程」を制定し、社外通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによって取締役のコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益を被らないよう通報者の保護規程を設ける。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理する。
- ② その他取締役の業務執行に係る各種情報に関しても、上記規程に基づき定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務運営に関するリスクについては、代表取締役が指名する取締役及び従業員が出席する幹部会議を開催し、統制を行っている。
- ② 事業運営上特に重要なリスクについては、内容に応じて、「業務分掌規程」に基づき定められた担当部署が、その部門長の責任に基づき適宜リスクの抽出、分類、評価を行い、全社及び部門業務に係る重要なリスクを明確にし、速やかに幹部会議に報告している。幹部会議は、担当部署を統括する幹部会議出席者から重要なリスクについて報告があった場合は、当該リスクについて検討し対応を行っている。
- ③ 各幹部会議出席者は、分掌範囲で明確にされた重要なリスクについて、責任を持って管理し、対応している。また、リスクの内容及び対応について、適宜幹部会議に報告を行っている。
- ④ 自然災害等による非常事態に関するリスクに備えた規程を整備し、管理体制を定めている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営上の重要事項について事前の審議・検討・調整を行うため、代表取締役が指名する取締役及び従業員が出席する幹部会議を開催し、幹部会議において当該事業運営上の重要事項について審議・検討・調整した結果を取締役に上程している。
- ② 取締役会は、代表取締役及び取締役の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び取締役は、これに基づき業務の執行に当たっている。
- ③ 取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」を整備している。
- ④ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定時には月に1回、臨時には必要に応じて開催され

るものとし、「取締役会規程」の改廃は取締役会決議により行っている。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「就業規則」、「セキュリティール」等の整備に加え、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、従業員に対する教育や研修等を行っている。
- ② 「公益通報者保護規程」を制定し、社外通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによってコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図っている。また、通報者が不利益を被らないよう通報者の保護規程を設けている。
- ③ 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、執行部門から独立した内部監査室による監査を実施している。

(6) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の事業計画や実績を把握し、経営状態を総括的に管理評価するために、グループ会社と緊密な情報連携を図っている。
- ② 業務の適正と効率性を確保するために、当社規程類をグループ会社にも適用している。
- ③ グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役、監査役をグループ各社の取締役、監査役にも充てると共に、適宜、内部監査室による監査を実施している。
- ④ グループ会社の株主総会に関する議決権については、グループ全体の利益を考慮しそれに沿う形で行使している。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人（以下「補助使用人」という。）に関する事項

監査役の求めに応じて必要なスタッフを適宜置き、また、内部監査室とも連携し、監査役の職務遂行に資する体制としている。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性を確保する体制としている。
- ② 補助使用人の人事及び評価に関する事項については監査役の意見を尊重することとしている。

(9) 監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令又は定款に準じたものであること、あるいは当社グループの取締役の経営に係る意思決定過程が合理的かつ適法であることを監査するため、取締役会及び経営の意思決定に係る重要な会議について常勤監査役が出席し、その内容につき監査役会において報告を行っている。また、重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができる体制としており、その報告したものに対して不利な取扱いを行わない。

- (10) 事業報告作成会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループが、監査役の職務執行上必要と認める監査役が支出した費用について監査役の償還請求に応じる事としている。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室は、監査役と意見交換等を行う会議を定期的を開催することにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行っている。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは上記、内部統制システム構築に関する基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (1) コンプライアンスに対する取組み

一年のサイクルの中で、コンプライアンスに係る点検を下記項目の通り実施し取締役への報告を行っております。

- ・コンプライアンスプログラム(年間計画)の作成
- ・コンプライアンスセルフアセスメント(点検)の上期、下期での実施
- ・コンプライアンス改善計画対応状況報告
- ・コンプライアンスレポート(状況報告)の中間、期末の作成

- (2) 情報の保存及び管理について

リスク管理室のコントロールの下、各部門にて情報資産の棚卸を行っております。

当該、情報資産の棚卸を行う事で、法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書が「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、正しく管理されていることを確認しております。

- (3) 損失の危険の管理及び効率的な取締役の業務執行について

会議体として代表取締役が指名する取締役及び従業員からなる「幹部会議」を設定しており、原則毎週火曜日に開催し、各部門のリスク及び効率的な業務執行の為の、情報共有を実施し対策及び施策等を検討しております。

また、取締役会は原則、毎月一回開催されており取締役及び監査役は上記会議体による検討も踏まえ、迅速な意思決定をしております。この他、取締役会開催時には月次業績の報告を実施する事で、経営上の重要な業務執行についても検討がなされております。

(4) 反社会的勢力排除について

反社会的勢力排除につきましては、総務部法務課による反社会的勢力の排除に関するセミナーを、全社員に実施しております。当該セミナーを行う事で、社員への啓もうとし反社会的勢力の排除について適正な知識を、周知しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われている事について

内部監査室では、監査役会への報告を三か月毎に実施しております。当該報告を行う事で、実効的な監査役監査の為の基礎資料とし合わせて、監査役会と内部監査室の間で実効的な監査やリスク管理等についての検討及び情報共有を行っております。

事業報告 附属明細書

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告に記載のとおり

連結財政状態計算書

(2016年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,011,509	流動負債	7,244,895
現金及び預金	8,235,342	仕入債務及びその他の債務	6,421,696
売上債権及びその他の債権	474,918	短期借入金	393,093
棚卸資産	130	未払法人所得税	52,990
その他の金融資産	81,173	引当金	78,428
その他の流動資産	219,946	その他の流動負債	298,688
		非流動負債	484,641
		長期借入金	439,435
		引当金	45,206
非流動資産	1,642,706	負債合計	7,729,536
有形固定資産－純額	99,498	(資本の部)	
無形資産	275,266	株主資本	2,924,679
のれん	95,064	資本金	802,667
持分法で会計処理されている投資	731,155	資本剰余金	1,248,406
繰延税金資産	184,136	利益剰余金	1,385,129
その他の金融資産	253,747	自己株式	△521,597
その他の非流動資産	3,840	累積その他の包括利益	10,074
		親会社の所有者に帰属する持分合計	2,924,679
		資本合計	2,924,679
資産合計	10,654,215	負債・資本合計	10,654,215

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結包括利益計算書

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
収益	7,160,816
売上原価	△5,173,198
売上総利益	1,987,618
販売費	△384,259
管理費	△1,115,575
その他の収益・費用	△6,078
営業利益	481,706
金融収益	4,473
為替差損	△52,791
財務費用	△5,430
持分法による投資損益	56,355
税引前当期利益	484,313
法人所得税	△39,212
当期利益	445,101
その他の包括利益	
その後に純損益に振り替えられ る可能性がある項目 為替換算調整勘定	△9,403
当期包括利益	435,698

連結持分変動計算書

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自 己 株 式	累積その他の包括利 益		資 本 合 計
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資本 剰 余 金 合 計	その他 利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		為 替 換 算 調 整 勘 定	累 積 そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	
当期首残高	802,667	670,470	577,936	1,248,406	1,153,179	△15,572	19,477	19,477	3,208,157
当期変動額									
剰余金の配当					△213,151				△213,151
当期純利益					445,101				445,101
自己株式の取得						△502,348			△502,348
自己株式取得 コスト						△5,496			△5,496
資本で直接 認識される 法人所得税						1,819			1,819
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)							△9,403	△9,403	△9,403
当期変動額合計					231,950	△506,025	△9,403	△9,403	△283,478
当期末残高	802,667	670,470	577,936	1,248,406	1,385,129	△521,597	10,074	10,074	2,924,679

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により、IFRS で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は 8 社であります。

主要な連結子会社は、株式会社 AXES Payment、株式会社ゼウスであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数は 1 社であり、株式会社ブロードバンドセキュリティであります。2015 年 5 月 1 日に議決権株式を取得したことにより、当社の持分比率が 27.89% となっており、同日より持分法適用の関連会社としております。

(4) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用関連会社である株式会社ブロードバンドセキュリティの決算日は 6 月 30 日であり、当該関連会社については当社の連結計算書類と同じ日付で作成された計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融商品

当社グループが金融商品契約の契約当事者となる場合に連結財政状態計算書において金融資産及び金融負債を認識しております。

当社グループは IFRS 第 9 号「金融商品」（2010 年 10 月改訂）を早期適用しております。IFRS 第 9 号「金融商品」は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の適用対象となる金融資産に対し、償却原価又は公正価値により事後測定することを要求しております。特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有され、かつ、元本及び元本残高に対する利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを生じさせる負債性金融商品は、以後の会計期間末において償却原価で測定されます。その他のすべての負債性金融商品及び資本性金融商品は、以後の会計期間末において公正価値で測定されます。

(i) 当初認識及び当初測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった場合に認

識されます。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則または慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTPLの金融資産）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、FVTPLの金融負債）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

売買目的以外で保有する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）として指定しております。

(ii) 相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識している金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済する場合、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(iii) 金融資産

金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTPLの金融資産」又は「FVTOCIの金融資産」に当初認識時に分類されます。

- ・ 償却原価で測定される金融資産
金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償却原価で、事後測定されます。
- ・ FVTPLの金融資産
償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。
- ・ FVTOCIの金融資産
当社グループは当初認識時点に、売買目的のために保有されていない資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、

当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているのではなければ純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

(iv) 金融負債

金融負債には、短期借入金、仕入債務及びその他の債務及び長期借入金があり、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

(v) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転しかつ、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。

(vi) 公正価値測定

当社グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当社グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析が含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当社グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(vii) 償却原価で測定される金融資産の減損

金融資産の当初認識後に損失事象が発生したことが客観的証拠によって示されており、かつ、当該損失事象によって当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、金融資産が減損していると判定しております。当社グループは、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかどうかについての評価を行っております。

当社グループは、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討

するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。減損損失は純損益として認識し、金融資産の帳簿価額から直接減額されます。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引き続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生し、当該減額が減損を認識された後に発生した事象に客観的に関連している場合には、過去に認識した減損損失は純損益に戻入れられます。

(viii) 資本

・ 普通株式

当社が発行した普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

・ 自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。棚卸資産の原価は先入先出法で決定します。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額を示しています。

棚卸資産を評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである場合には、評価減の戻入を行っております。戻入れ後の帳簿価額は取得原価と新たな正味実現可能価額とのいずれか低い方の額で認識しております。評価減の戻入額は純損益として認識しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定に「原価モデル」を採用しております。

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額と減損損失累計額を控除した額で表示しております。

建設仮勘定を除いた当社グループの主な有形固定資産は、見積耐用年数にわたって定額法で

償却しております。有形固定資産の残存価値と耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来にむかって適用しております。

区分	見積耐用年数	償却方法
建物附属設備	8～15年	定額法
工具器具及び備品	3～20年	定額法

有形固定資産の廃棄及び処分によって発生する利益や損失は売却代金と帳簿価額の差異により測定し、これを純損益として認識しております。

(ii) 無形資産

当社グループは、無形資産の測定に「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

(b) 無形資産の償却

無形資産は見積耐用年数にわたって定額法で償却しており、見積耐用年数は以下のとおりであります。

区分	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	3～5年	定額法

耐用年数を確定できる無形資産の残存価値と耐用年数及び償却方法は、連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

なお、当社グループは耐用年数を決定することができない無形資産を保有しておりません。

(c) 無形資産の認識の中止

無形資産は処分時点、または利用や処分から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。無形資産の認識の中止によって発生する利得や損失は正味処分収入と帳簿価額の差額により測定し、その利得や損失は資産の認識を中止した連結会計年度に損益として認識しております。

④ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位(又は、資金生成単位のグループ)に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年、又はその生成単位に減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行います。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、減損損失を、まず当該資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れません。

資金生成単位を処分する場合、配分されたのれん金額は処分損益額の決定に含めます。

⑤ 重要な引当金の計上基準

引当金は過去の事象から生じた法的債務または推定的債務として、当該債務を履行する可能性が高く、その債務の履行に係る金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

引当金として認識する金額は関連する事象と状況についての不可避リスクと不確実性を考慮した上での現在の債務の履行に係る支出の連結会計年度終了日現在の最善の見積り値であり、現在の債務を履行するために予想される将来キャッシュ・フローを用いて測定し、引当金の帳簿価額は当該キャッシュ・フローの現在価値であります(貨幣の時間価値が重要な場合)。

引当金の決済に必要な支出額の一部または全部を第三者が返済することが予想される場合、債務の履行時点で第三者が返済することがほぼ確実であり、当該金額を信頼性をもって測定できる場合に限り当該返済額を資産として認識します。

⑥ 収益の計上基準

当社グループでは、収益を受領した、または受領可能な対価の公正価値により測定しております。

(i) 決済代行役務の提供

加盟店に対する資金の決済が完了した時点で収益を認識しております。ただし、月末日が金融機関営業休業日である場合は当社グループが決済を完了し、翌営業日に決済の完了が確認できる場合は当該月に決済代行手数料を収益として認識しております。

(ii) その他役務の提供

役務の提供時点で認識しております。

(iii) 利息収益

利息収益は、実効金利法に基づいて認識しております。

(iv) 配当収益

配当収益は、支払を受ける株主の権利が確定した時点で認識しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(i) 外貨建取引

各連結対象企業に含まれる個別財務諸表はその企業の営業活動が行われる主たる経済環境の通貨（機能通貨）で表示されます。連結財務諸表の作成のための各子会社の財政状態、経営成績は、当社の機能通貨であり、連結財務諸表の表示通貨である日本円で示されます。

子会社の財務諸表の作成において、その企業の機能通貨以外の通貨で行われた取引は取引日の為替レートで記録されます。連結会計年度終了日の外貨建貨幣性項目は連結会計年度終了日の為替レートで再換算されます。外貨の機能通貨への換算に関連して発生する為替差損益はその期間の純損益として認識されます。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

連結財務諸表を作成するために当社グループに含まれている海外子会社の資産と負債は連結会計年度終了日の為替レートを使用して日本円に換算されます。為替レートが連結会計年度にわたって異常に変動して取引日の為替レートを使用すべき状況でない限り、損益項目は連結会計年度の平均為替レートで換算し、発生した為替差額はその他の包括利益（損失）として認識し、資本（適切な場合は非支配持分の配分）に累積されます。また、海外事業を処分する場合に海外事業に関連する為替差損益累計額はその他の包括利益から純損益に組替えています。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

売上債権及びその他の債権 14,247 千円

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

減価償却累計額 512,129 千円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	21,365,400	-	-	21,365,400
合計	21,365,400	-	-	21,365,400

(2) 当連結会計年度末の自己株式

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
自己株式	50,322	1,568,796	-	1,619,118
合計	50,322	1,568,796	-	1,619,118

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年5月26日 取締役会	普通 株式	213,150,780	利益剰余金	10	2015年 3月31日	2015年 6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの

2016年5月30日開催の取締役会において、次の議案を付議いたします。

- ・配当金の総額 197,462,820円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2016年3月31日
- ・効力発生日 2016年6月24日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び主要な子会社は、資金運用については一部のFVTPLの金融資産を除き短期的な預金によりおこなっております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

経営者は連結財務諸表上、すべての償却原価で測定された金融資産と負債の帳簿価額は公正価値に近似しているものと判断しております。また、当社が保有するFVTPLの金融資産は割引将来キャッシュ

フローにより公正価値を見積もっております。

5. **1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり親会社所有者に帰属する持分	148円11銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	21円13銭

6. **重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

貸借対照表

(2016年 3月 31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,229,615	流動負債	551,356
現金及び預金	999,072	短期借入金	394,836
売掛金	153,708	未払金	65,711
前払費用	52,307	未払費用	21,107
繰延税金資産	25,207	未払法人税等	20,181
その他	1,478	未払消費税等	24,389
貸倒引当金	△2,160	預り金	8,465
		賞与引当金	14,114
		その他	2,551
		固定負債	487,704
固定資産	1,658,519	長期借入金	442,497
有形固定資産	72,224	資産除去債務	45,207
建物	41,482	負債合計	1,039,061
工具器具備品	30,741	(純資産の部)	
無形固定資産	239,524	株主資本	1,849,073
ソフトウェア	97,121	資本金	802,667
ソフトウェア仮勘定	140,100	資本剰余金	1,341,803
電話加入権	2,303	資本準備金	752,667
投資その他の資産	1,346,771	その他資本剰余金	589,136
出資金	153,769	利益剰余金	222,522
関係会社株式	1,070,037	その他利益剰余金	222,522
敷金	92,592	繰越利益剰余金	222,522
長期前払費用	3,822	自己株式	△517,919
繰延税金資産	26,548	純資産合計	1,849,073
資産合計	2,888,135	負債・純資産合計	2,888,135

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,757,561
売上原価		505,279
売上総利益		1,252,281
販売費及び一般管理費		1,083,871
営業利益		168,410
営業外収益		
受取利息	1,313	
受取手数料	142	
雑収入	1,069	2,525
営業外費用		
支払利息	1,842	
支払手数料	7,349	
自己株式取得費用	5,496	
出資金評価損	61	
為替差損	36,473	51,224
経常利益		119,712
特別損失		
抱合株式消滅差損	8,864	
減損損失	13,445	
固定資産除却損	320	22,629
税引前当期純利益		97,082
法人税、住民税及び事業税	19,000	
法人税等調整額	△40,860	△21,860
当期純利益		118,943

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	802,667	752,667	589,136	1,341,803	316,730	316,730	△15,572	2,445,628	2,445,628
当期変動額									
剰余金の配当					△213,150	△213,150	-	△213,150	△213,150
当期純利益	-	-	-	-	118,943	118,943	-	118,943	118,943
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△502,347	△502,347	△502,347
当期変動額合計	-	-	-	-	△94,207	△94,207	△502,347	△596,555	△596,555
当期末残高	802,667	752,667	589,136	1,341,803	222,522	222,522	△517,919	1,849,073	1,849,073

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、従業員に株式増価受益権を付与しております。当事業年度末における公正な評価単位に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業

分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱に従っており、当事業年度の計算書類に反映される方法に変更しております。これにより計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

減価償却累計額 538,483 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 151,062 千円

短期金銭債務 6,623 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,738,886 千円

業務委託費 81,147 千円

営業取引以外による取引高 119 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の自己株式

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	50,322	1,568,796	-	1,619,118
合計	50,322	1,568,796	-	1,619,118

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 AXES Payment	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入（注）1 当社銀行借入に対する被保証（注）2	672,838 837,333	売掛金	58,079
子会社	株式会社ゼウス	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入（注）1 当社銀行借入に対する被保証（注）2	1,061,512 737,333	売掛金	92,161

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 1．当社が子会社に対し経営に関する助言・決済代行業に関連する情報管理サービスなどの業務の受託、グループ運営による収入であります。取引条件は毎期協議の上、合理的に決定しております。取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

2．当社は、銀行借入に対して株式会社 AXES Payment・株式会社ゼウスより連帯保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末において各社が保証する限度額を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

(2) 兄弟会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合	なし	株式の取得	関係会社株式の取得 (注)	412,300	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額については、第三者機関により算定された価格に基づき合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 93円64銭

1株当たり当期純利益 5円65銭

8. 企業結合に関する注記

当社は、2015年8月1日付けで当社を存続会社、当社の子会社であるSBIペイフォーオール株式会社を消滅会社として吸収合併を行いました。

(1) 合併の目的

当社は、経営効率化及びSBIペイフォーオール株式会社のリソースをグループ全体で一層活用し、スマートフォン関連ビジネスへの取り組みを強化推進することを目的として本合併を行いました。

(2) 合併の概要

合併決議取締役会 2015年5月26日

合併契約書締結日 2015年5月26日

合併効力発生日 2015年8月1日

(3) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併であり、本合併により、SBIペイフォーオール株式会社は消滅しました。

本合併は、当社においては、会社法第796条第3項に定める簡易合併であり、SBIペイフォーオール株式会社に

おいては、同法第784条第1項に定める略式合併であるため、それぞれ合併契約承認のための株主総会は開催しておりません。

(4) 合併に係る割当ての概要

該当事項はありません。

(5) 被合併法人の概要

名称 SBI ペイフォーオール株式会社

事業内容 スマートフォンを利用した決済システムの提供

本合併により引継いだ資産・負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	金額
資産合計	1,505
負債合計	825

(6) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

【附属明細書】

【固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形 固定 資産	建物	44,517	3,822	-	6,856	41,482	251,967	293,450
	工具器具備品	56,237	10,573	246	35,822	30,741	286,516	317,257
	計	100,754	14,395	246	42,678	72,224	538,483	610,707
無形 固定 資産	ソフトウェア	134,779	10,305	73	47,890	97,121	/	/
	ソフトウェア 仮勘定	15,205	148,645	23,750 (13,445)	-	140,100		
	電話加入権	2,303	-	-	-	2,303		
	計	152,288	158,950	23,823	47,890	239,524		
投資 その 他の 資産	長期前払費用	1,537	5,623	3,338	-	3,822	/	/

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注) 2. 「減価償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

(注) 3. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	決済システム用サーバ取得	3,500 千円
ソフトウェア	決済システムの機能追加	2,600 千円

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	-	2,160	-	-	2,160
賞与引当金 (注) 1	3,419	12,824	-	2,130	14,114

(注) 1. 当期減少額は退職により株式増加受益権が失効したものであります。

【販売費及び一般管理費の明細】

(単位：千円)

科目	金額	摘要
業務委託費	129,322	
広告宣伝費	6,875	
交際費	609	
支払手数料	33,655	
役員報酬	55,200	
給料手当	491,917	
法定福利費	78,241	
厚生費	2,651	
退職給付費用	8,776	
賞与引当金繰入	8,629	
通勤費	12,447	
派遣料	11,313	
会議費	291	
旅費交通費	6,087	
通信費	14,447	
消耗品費	14,369	
事務用品費	2,503	
修繕費	4,673	
水道光熱費	19,869	
新聞図書費	651	
諸会費	1,498	
支払保険料	6,453	
減価償却費	13,776	
地代家賃	81,858	
リース料	638	
租税公課	14,664	
貸倒引当金繰入	2,160	
雑費	4,268	
関係会社費	56,018	
計	1,083,871	

独立監査人の監査報告書

2016年5月25日

S B I A X E S 株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	阪	田	大	門	印
業務執行社員						

指定有限責任社員	公認会計士	加	藤	博	久	印
業務執行社員						

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBI AXES株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の

表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、SBI AXES株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2016年5月25日

S B I A X E S 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 阪 田 大 門 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 博 久 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI AXES株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査報告書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月30日

SBI AXES 株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 堤 広太 印

社外監査役 茂木 亮一 印

社外監査役 坂本 朋博 印

当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、下記のとおりとする。

記

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 10 円

総額 197,462,820 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2016 年 6 月 24 日

以上

株主総会参考資料

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が拡大されたことを受け、当社定款第46条第4項について、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。

かかる定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 46 条 (役員等の責任及び責任の免除)</p> <p>当会社の取締役、監査役、執行役又は会計監査人 (以下過去にこれらの役職にあったものも含め「役員等」という。) は、その任務を怠ったときは、会社法第423条第1項に従い、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第427条の定めに従い、当会社の<u>社外取締役、社外監査役又は会計監査人</u> (以下「<u>社外取締役等</u>」という。) との間で、第1項に定める会社法第423第1項に基づく責任について、当該<u>社外取締役等</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の1年間の報酬額に3を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を<u>社外取締役等</u>と締結することができる。</p>	<p>第 46 条 (役員等の責任及び責任の免除)</p> <p>当会社の取締役、監査役、執行役又は会計監査人 (以下過去にこれらの役職にあったものも含め「役員等」という。) は、その任務を怠ったときは、会社法第423条第1項に従い、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第427条の定めに従い、当会社の<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>、<u>監査役又は会計監査人</u> (以下「<u>非業務執行取締役等</u>」という。) との間で、第1項に定める会社法第423第1項に基づく責任について、当該<u>非業務執行取締役等</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の1年間の報酬額に3を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員の任期が満了となることに伴い、新たに取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式の数
1	三文字 正孝 Sammonji Masataka (1953年7月5日)	1978年4月 (株)富士銀行(現みずほフィナンシャルグループ)入 行 1987年4月 業務統括部上席調査役 1996年9月 システム開発部副参事役 2003年2月 みずほ信託銀行(株)証券代行本部次長 2014年4月 SBI AXES(株)入社 2015年4月 SBI AXES(株)社長室長 2015年6月 (株)ゼウス代表取締役(現任) 2015年6月 AXES USA Inc.社長(現任) 2015年6月 AXES Netherlands B.V.取締役(現任) 2015年6月 AXES Hong Kong LIMITED取締役(現任) 2015年6月 SBI AXES(株)代表取締役社長(現任)	0個
2	金子 雄一 Kaneko Yuichi (1970年12月20日)	1994年4月 (株)日本長期信用銀行(現 (株)新生銀行)入行 2000年4月 ソフトバンク・インベストメント(株)(現 SBIインベストメ ント(株))入社 2012年3月 ワイズセラピューティックス(株)監査役 2012年3月 ワイズ・エー・シー(株)監査役 2012年12月 (株)ラストリゾート取締役 2013年3月 (株)ハクビ取締役(現任) 2013年4月 (株)アルテディア取締役(現任) 2013年6月 SBI AXES(株)取締役(現任) 2015年3月 SBIインベストメント(株)取締役(現任)	0個
3	江口 二郎 Eguchi Jiro (1976年12月26日)	2005年6月 公認会計士登録 2001年10月 新日本監査法人入社 2006年7月 (株)パートナーズ・コンサルティング入社 2008年7月 公認会計士江口二郎事務所開設(現任) 2009年6月 税理士登録 2009年7月 東京第一監査法人代表社員(現任) 2011年10月 (株)AXES Holdings(現当社)社外取締役(現任)	0個

4	阿部 純一郎 Abe Junichiro (1966年9月29日)	1993年10月 朝日監査法人(現:あずさ監査法人) 入所 1998年10月 (株)ビジコム 入社 2002年5月 高野総合会計事務所 入所 2012年4月 (株)AXES Holdings(現:SBI AXES(株)) 入社 経営企画室室長 2014年6月 SBI AXES(株)取締役(現任) 2014年7月 ビジネスサーチテクノロジー(株)監査役(現任) 2015年6月 AXES Solutions PTE.LTD.取締役(現任)	0個
5	知念 哲也 Chinen Tetsuya (1974年4月17日)	2001年06月 野邊法律事務所入所 2002年11月 (株)ゼロ (現(株)AXES Payment) 入社 2005年11月 (株)ゼロ 法務部長 2011年04月 (株)AXES Holdings (現SBI AXES(株)) 取締役執行役員 (最高法務責任者) 2014年6月 SBI AXES(株)取締役 (現任)	0個
6	崔 世泳 Choi Seyoung (1979年7月29日)	2005年12月 現代証券(株) リサーチセンター、経済分析部アナリスト 2008年7月 現代証券(株) 国際営業本部、国際業務部、海外事業部アシスタントマネージャー 2010年8月 ハナ大投証券(株) 資本市場本部ECM室マネージャー 2012年9月 SBIモーゲージ(株) 海外事業部部長 2014年10月 SBI AXES(株) IR室長 2015年6月 SBI AXES Korea Co.,Ltd.代表理事 (現任) 2015年6月 SBI AXES(株)取締役 (現任)	0個
7	原 祐二 Hara Yuji (1971年3月24日)	1994年4月 姫野司法書士事務所 入所 2001年10月 優成監査法人 入所 2004年7月 監査法人トーマツ 入所 2013年5月 (株)オートサーバー 内部監査室長 (現任) 2015年6月 公認会計士登録 2015年6月 SBI AXES(株)社外取締役 (現任)	0個

(注)1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.取締役候補者江口二郎氏及び原祐二氏は、社外取締役候補者であります。

3.社外取締役の候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役の候補者の選任理由及び独立性について

① 江口二郎氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外取締役とし

て、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会
の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外取締役
または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由
により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社
社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年6ヵ月となります。

- ② 原祐二氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外取締役として、
公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会
の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外取締役
または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由
により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社
社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- ③ 江口二郎氏は、2011年10月31日から2013年6月25日までの間、当社子会社である株式会社AXES
Payment及び株式会社ゼウスの社外取締役に就任しておりました。また、江口二郎氏及び原祐
二氏は、上記のとおり、当社の現任の社外取締役であります。その他、江口二郎氏及び原祐
二氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはなく、当社の特定関係
事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行
者または役員であったこともありません。
- ④ 江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を
受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶
者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑥ 江口二郎氏及び原祐二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受によ
り当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったこと
はありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、江口二郎氏及び原祐二氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契
約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き同
様の内容の契約を継続する予定です。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は社外取締役が行為をした日
以前の1年間の報酬額に3を乗じた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のい
ずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役の責任の原因となった職務の遂行について
善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4.現在当社の取締役である候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「4. 会社役員に関する
事項」(6頁および8頁)に記載のとおりであります。

以上

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役3名全員の任期が満了となることに伴い、新たに監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式の数
1	堤 広太 Tsutsumi Kota (1977年6月5日)	2006年12月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人） 入所 2010年7月 公認会計士登録 2010年11月 堤広太公認会計士事務所開設 2011年10月 ㈱AXES Holdings（現SBI AXES㈱）常勤監査役 （現任）	0個
2	茂木 亮一 Mogi Ryoichi (1970年1月24日)	1996年10月 KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あず さ監査法人）入所 2000年9月 茂木公認会計士事務所開設 2001年4月 公認会計士登録 2003年1月 ㈱パートナーズ・コンサルティング入社 2008年1月 税理士登録 2009年7月 東京第一監査法人設立代表社員（現任） 2011年10月 ㈱AXES Holdings（現SBI AXES㈱）監査役（現 任）	0個
3	坂本 朋博 Sakamoto Tomohiro (1962年12月17日)	1987年4月 ㈱東京銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 1996年10月 KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あず さ監査法人）入所 1998年7月 KPMGビジネスアシュアランス㈱（現有限責任 あずさ監査法人）転籍 2000年4月 公認会計士登録 2001年4月 坂本公認会計士事務所開設 2007年9月 弁護士登録 三井法律事務所入所 2012年5月 坂朋法律事務所開設（現任） 2013年6月 SBI AXES㈱監査役（現任）	0個

(注)1.各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.監査役候補者堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏は、社外監査役候補者であります。

3.社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

- ① 堤広太氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き社外監査役として適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年6ヵ月となります。
- ② 茂木亮一氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き社外監査役として適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年6ヵ月となります。
- ③ 坂本朋博氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、これまでも当社社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き社外監査役として適切な指導をお願いできるものと判断しました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって3年1ヵ月となります。
- ④ 堤広太氏及び茂木亮一氏は2011年10月31日から2013年6月28日までの間、坂本朋博氏は2013年5月7日から同年6月28日までの間当社子会社である株式会社AXES Payment及び株式会社ゼウスの社外監査役に就任しておりました。また、堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏は、上記のとおり、当社の現任の社外監査役であります。その他、堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはなく、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- ⑤ 堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏は、当社または当社の子会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑥ 堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏は、当社または当社の子会社の特定関係事業者の業務執行者または役員、配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑦ 堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 監査役との責任限定契約について

当社は、堤広太氏、茂木亮一氏及び坂本朋博氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。

- ・ 監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は監査役が行為をした日以前の1年間の報酬額に3を乗じた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 4.現在当社の監査役である候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」(6頁および8頁)に記載のとおりであります。

以上